

# 未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金交付規程

平成24年12月21日

教育委員会訓令甲第4号

改正 平成25年10月4日教育委員会訓令甲第9号  
平成26年2月24日教育委員会訓令甲第1号  
平成27年2月6日教育委員会訓令甲第1号  
平成28年3月8日教育委員会訓令甲第4号  
令和元年12月5日教育委員会訓令甲第5号  
令和4年2月4日教育委員会訓令甲第2号  
令和5年2月3日教育委員会訓令甲第1号  
令和5年11月28日教育委員会訓令甲第5号  
令和8年3月31日教育委員会訓令甲第1号

浦添市児童生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱（昭和61年教育委員会訓令甲第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、浦添市立小中学校に在籍し、又は市内に住所を有する児童生徒が、沖縄県を代表して、学校教育の一環その他児童生徒の健全育成を目的とした運動競技及び文化的活動に参加するため、県外及び県内の離島に派遣される場合に要する経費に対し、補助金を交付することについて、浦添市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当し、九州規模以上の団体が主催する大会へ派遣される場合に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 運動競技のうち、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの

ア 文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長通知（平成13年3月30日12ス企体第6号）の「児童生徒の運動競技に関する基準」に沿って実施される競技で、沖縄県中学校体育連盟が主催し推薦するもの

イ ア以外の競技で、次のいずれかに該当し、公益財団法人沖縄県スポーツ協会その他スポーツ団体が推薦するもので、かつ、教育長が適当であると認めるもの

(ア) 県大会において、3位までの成績を収めたもの

(イ) 団体競技において、沖縄県代表チームの一員として選抜されたもの

(2) 文化的活動のうち、次に掲げる事項のいずれかに該当し、当該団体が推薦する

もので、かつ、教育長が適当であると認めるもの

ア 沖縄県中学校文化連盟、沖縄県吹奏楽連盟、沖縄県合唱連盟、沖縄県リコーダー研究会、学校教育団体その他各種文化団体が主催する県大会において、金賞又は金賞と同等（個人種目は、優勝、準優勝又は第3位相当）の成績を収めたもの

イ ア以外の大会において、学校教育団体その他各種文化団体が主催する全国大会の表彰式に沖縄県代表として派遣されるもの

（派遣費補助基準）

第3条 前条の規定により補助金を交付する経費及びその額は、別表第1又は別表第2に基づき算出する。ただし、主催団体等（沖縄県中学校体育連盟及び沖縄県中学校文化連盟を除く。）から補助金等が交付される場合には、当該金額を控除した額を用いて算出する。

（回数の制限）

第4条 前2条の規定により補助金の交付を受けることができる回数は、個人又は団体にかかわらず、原則として会計年度当たり1人につき1回を限度とする。ただし、次に掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1号アの規定により派遣されるとき。
- (2) 第2条第2号アの規定による派遣であって、中学校の部活動の一環として派遣されるとき。
- (3) 派遣された大会で優秀な成績を収め、更に上位の大会に派遣されるとき。

（申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（チームの代表者含む。以下「申請者」という。）は、未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、派遣される大会に出発する日の10日前までに教育長に申請するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（補助金交付の決定）

第6条 教育長は、前条の規定による申請に基づき、補助金交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 補助金の交付を受けた者は、当該事業終了後、原則として14日以内に未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金実績報告書（様式第2号）を教育長に提出するものとする。ただし、特別な理由により当該事業終了後に補助金の交付を受けた者は、速やかに提出するものとする。

(補助金の返還)

第8条 この訓令により補助金の交付を受けた者が、その目的以外の用途に当該補助金を使用し、又は不正行為があったときは、教育長は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、平成24年9月4日から適用する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前に改正前の浦添市児童生徒の県外派遣に関する補助金交付要綱(昭和61年教育委員会訓令甲第1号)の規定によってした申請、決定、請求、報告その他行為であって、改正後の未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金交付規程の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした申請、決定、請求、報告その他行為とみなす。

附 則(平成25年10月4日教育委員会訓令甲第9号)

この訓令は、平成25年10月4日から施行する。

附 則(平成26年2月24日教育委員会訓令甲第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月6日教育委員会訓令甲第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月8日教育委員会訓令甲第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月5日教育委員会訓令甲第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月4日教育委員会訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月3日教育委員会訓令甲第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月28日教育委員会訓令甲第5号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日教育委員会訓令甲第1号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

運動競技

	経費項目	積算基準
1	派遣期間	当該大会の開会式の前日から競技終了日の翌日までの範囲内とする。
2	派遣人員	大会要項等により登録された派遣児童・生徒とする。
3	航空賃	目的地までの最短経路の料金とし、12歳未満は小人料金、12歳以上は団体割引料金の1/2をそれぞれ限度額とする。ただし、団体割引が適用されない個人競技等においては実費の1/2とする。
	船賃の場合	目的地までの最短経路により算出した額を限度額とする。
4	宿泊費	大会要項等による。ただし、1人1泊につき5,000円を限度額とし、2泊上限とする。

別表第2（第3条関係）

文化的活動

	経費項目	積算基準
1	派遣期間	当該大会の開会式の前日から競技終了日の翌日までの範囲内とする。
2	派遣人員	大会要項等により登録された派遣児童・生徒とする。ただし、1校55名を限度とする。
3	航空賃	目的地までの最短経路の料金とし、12歳未満は小人料金、12歳以上は団体割引料金の1/2をそれぞれ限度額とする。ただし、団体割引が適用されない個人競技等においては実費の1/2とする。
	船賃の場合	目的地までの最短経路により算出した額を限度額とする。
4	宿泊費	大会要項等による。ただし、1人1泊につき5,000円を限度額とし、2泊上限とする。
5	輸送費	学校から目的地までの楽器輸送費の8割とする。
6	会場費	派遣期間中の会場賃借費の8割とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

浦添市教育委員会

教育長 殿

住 所

氏 名 印

未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金交付申請書

未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金交付規程第5条に基づき、補助金を交付して下さるよう申請いたします。

添付書類

- 1 事業計画書・見積書・日程表
- 2 派遣推薦書・賞状又は新聞のコピー
- 3 大会要項
  - (1) 九州大会派遣の場合：県大会及び九州大会要項
  - (2) 九州代表として全国大会派遣の場合：九州大会及び全国大会要項
  - (3) 直接全国大会派遣の場合：県大会及び全国大会要項
- 4 児童又は生徒登録名簿
  - (1) 九州大会派遣の場合：県大会及び九州大会登録名簿
  - (2) 九州代表として全国大会派遣の場合：九州大会及び全国大会登録名簿
  - (3) 直接全国大会派遣の場合：県大会及び全国大会登録名簿

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

浦添市教育委員会

教育長

殿

住 所

氏 名

印

未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金実績報告書

指令第 号で交付を受けた補助金について、未来へ翔たく太陽っ子育成事業補助金交付規程第7条に基づき実績報告書を下記のとおり提出します。

記

交付を受けた事業名			
経 費 内 訳	交付決定額	実績額	不用額
航空賃又は船賃	円	円	円
宿泊費	円	円	円
輸送費	円	円	円
会場費	円	円	円
合 計	円	円	円

大会結果・・・（ ） 最終競技日・・・（ 月 日）

※実績報告書は、事業終了後14日以内に提出すること。ただし、事業終了後に補助金を交付された場合は、速やかに提出すること。